

名張市民テニスコートにおける転倒事故に係る和解について

1. 趣旨

(1) 概要

令和2年12月14日午後2時頃、名張市民テニスコート内Fコートにおいて、相手方がテニスの練習中、補修箇所の段差に足が掛かり、転倒する事故が発生しました。

この事故により、相手方は、右肩を負傷したため、一時入院加療を行うこととなりました。

今回、本事故の負傷に伴う治療費及び入院時の休業に係る損害賠償の額について、相手方と次の内容により和解しようとするものです。

(2) 和解の内容

相手方及び損害賠償の額

ア. [REDACTED]

1, 613, 716円（治療費に係る自己負担分及び入院時の休業に係る損害）

イ. 津市栄町4丁目 全国健康保険協会 三重支部

2, 249, 715円（治療費に係る保険給付分）

健康保険法第57条に基づき、全国健康保険協会は、保険給付を行った限度で、アの者から損害賠償請求権を取得。

2. 経緯

年月日	内容
令和2年12月14日	転倒事故発生
令和2年12月24日	相手方より病院での受診状況等の報告を受けて和解交渉
令和3年 3月 8日から 5月14日まで	入院加療
令和3年 5月15日から 9月16日まで	通院加療
令和5年 4月18日	顧問弁護士へ和解交渉の委任契約
令和5年 7月11日	相手方より損害賠償額案に対して合意書提出
令和5年 7月31日	相手方が加入する健康保険の保険者との合意